

プロサポ光利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 株式会社グローバルキャスト（以下、「当社」といいます。）は、このプロサポ光利用約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これに基づき、プロサポ光およびプロサポ光電話（以下、これらを総称して「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。
2. 本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき約款を随時変更できます。約款が変更された後の本サービスの利用契約は、変更後の約款が適用されます。
 - (1) 約款の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、約款の変更を行う場合は、変更後の約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の1週間前までに、変更後の約款の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、その他当社所定の方法によりユーザーに周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の約款の変更の周知後にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続をとらなかった場合、当該ユーザーは約款の変更に同意したものとします。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) プロサポ光（本サービス）
IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。
- (2) プロサポ光電話（本サービス）
IP通信網を使用して当社が行う音声利用の電気通信サービスをいいます。
- (3) オプションサービス
本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、個別サービスの総称をいいます。
- (4) 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (5) 電気通信サービス
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

(6) IP 通信網

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）をいいます。

(7) NTT 東日本・NTT 西日本

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。

(8) 取扱所交換設備

NTT 東日本・NTT 西日本の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）をいいます。

(9) 申込者

本サービス利用契約の申込をした者をいいます。

(10) 契約者

この利用約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。

(11) 契約者回線

本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(12) 回線終端装置

契約者回線の終端の場所に当社または NTT 東日本・NTT 西日本が設置する装置（端末設備を除きます。）をいいます。

(13) 端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）、または同一の建物内にあるものをいいます。

(14) 自営端末設備

契約者が設置する端末設備をいいます。

(15) 自営電気通信設備

電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(16) 技術基準等

端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

(17) 消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額をいいます。

(18) 転用

NTT 東日本・NTT 西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・NTT 西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することをいいます。

(19) 光コラボレーション事業者

NTT 東日本・NTT 西日本から、IP 通信網サービスを卸電子通信役務として提供を受け、当該役務に自社サービス等を付加し、販売、提供する電気通信事業者をいいます。

(20) 事業者変更

光コラボレーション事業者が IP 通信網サービスを使用し、提供する電気通信サービスのうち、光コラ

ボレーション事業者が定めるサービスを本サービスに移行すること、または、本サービスから NTT 東日本・NTT 西日本および当該光コラボレーション事業者の提供する電気通信サービスに移行することをいいます。

第 2 章 契約

第 4 条 (契約の申込)

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約の申込をするものとします。
2. 本サービスの申込に際し、申込者本人（申込者が法人である場合も含みます。）である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出するものとします。
3. 本サービスの申込について、申込者より申込代行の委任を受けたものが代行して申し込む場合、当社に委任状を提出するものとします。
4. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 5 条 (契約の単位)

当社は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。この場合、契約者は一つの利用契約について一人に限られるものとします。

第 6 条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの IP 通信網サービスは、別紙 2 によって定める提供区域において提供します。
2. 前項の定めによらず、当社が提供不可能と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第 7 条 (転用)

1. NTT 東日本・NTT 西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・NTT 西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することができます。
2. NTT 東日本・NTT 西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。
3. 転用に際し、申込者は NTT 東日本・NTT 西日本が指定する方法で、NTT 東日本・NTT 西日本に転用承諾を得るものとします。
4. 転用承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切責任を負いません。

第 8 条 (事業者変更)

1. 光コラボレーション事業者が IP 通信網サービスを使用し、提供する電気通信サービスのうち、光コラボレーション事業者が定めるサービスを本サービスに移行することができます。
2. 光コラボレーション事業者の IP 通信網サービスから本サービスに事業者変更する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。
3. 事業者変更の際し、申込者は光コラボレーション事業者が指定する方法で、当該光コラボレーション事

業者に事業者変更承諾を得るものとします。

4. 事業者変更承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切責任を負いません。
5. 本サービスから NTT 東日本・NTT 西日本および光コラボレーション事業者の提供する IP 通信網サービスへ事業者変更する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。ただし、当社への支払い期日を過ぎた未納料金がある場合、または、分割払いとなっている工事費の残債があり、事業者変更承諾の請求の受付に先だって行ったその一括精算の請求に対する支払いが行われていない場合には、当社は当該事業者変更を承諾しかねる場合があります。

第9条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本サービス利用契約の申込を承諾するときは、当社の所定の方法に基づき契約申込者に通知します。
2. 当社が本サービス利用契約の申込を承諾した時をもって、利用契約の締結となります。
3. NTT 東日本・NTT 西日本が回線の開通や転用、または光コラボレーション事業者が事業者変更を承諾しなかった場合、または当社が申込を承諾しなかった場合、またはその全部において、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス利用契約の申込をした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
 - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申込をした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第43条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (5) 本サービス利用契約の申込をした者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき。
 - (6) 本サービス利用契約の申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (7) 本サービス利用契約の申込に際し、当該申込をした者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (8) 本サービス利用契約の申込をした者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
 - (9) 当社が別途定める書類（当該申込者の身分証明に係るもの）が提示されないとき。
 - (10) 契約者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申込を承諾できないと当社が判断したとき。
 - (11) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
5. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
6. 当社は、第4項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者（当該申込者が契約者となった場合の利用者を含みます。）の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第4項に基づく申込の承諾を留保または拒絶するものとします。
7. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

8. 当社が申込を承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うことができるものとします。

第10条（契約の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の定めに従って取り扱います。

第11条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、第6条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の定めに従って取り扱います。

第12条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第13条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 相続人が存在しない、もしくは第1項により地位の継承をした相続人また法人が、本サービスの継続利用を希望しない場合、当然、本サービスの利用契約は終了するものとします。

第14条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第15条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、当社が別に定める方法に従い、当社所定の書面等により、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解約することができます。
2. 契約開始または更新後、契約期間を経過しない月での解約については当社より以下の違約金を請求い

たします。

- (1) 通常プラン：違約金なし
- (2) 3年割プラン：最低利用期間内での解約の場合は、月額利用料1か月分
- (3) 法人契約：別紙3に定める金額

第16条（初期契約解除制度）

1. 当社から契約内容を記載した書面の交付を受けた契約者は、当該書面を受領した日から8日以内であれば、書面による申し出により本サービスを解除することができます。この効力は当該書面を発送したときに生じます。
2. 前項の場合、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、当該期間に当社サービスをご利用された場合、事務手数料、実施工事費、ご利用のサービス料がかかりますので契約者にてご負担いただきます。当該金額につきましては、契約内容を記載した書面の額となります。また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（ただし書き以下の金額を除く。）を契約者に返還いたします。
3. 本サービスのほか、オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除制度とは別途で解約手続きが必要です。
4. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認し、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本サービスの解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば当社サービスを解除することができます。
5. 法人その他の団体に該当し、営業目的（非営利組織の場合は事業目的）にて本サービスの申込をした契約者においては、本条に定める初期契約解除の適用は除外されます。

第17条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、何らの催告を要することなく本サービス利用契約を解除することができます。
 - (1) 第22条（サービスの利用停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。
 - (3) 当社の承諾なくなされた契約者の名義変更、または、当社に届け出なく行われた地位の承継があったとき。
 - (4) 第4条（契約の申込）、第12条（契約者の氏名等の変更）、第13条（契約者の地位の承継）、第14条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届け出事実が虚偽であった場合。
 - (5) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (6) NTT東日本・NTT西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合。
2. 当社は、契約者が約款に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第22条（サービスの利用停止）の定めにかかわらず、何らの催告を要することなく契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除できます。

3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、何らの催告を要することなく本サービス利用契約を解除できます。
4. 当社は、前3項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、催告をすることはありませんが、あらかじめ契約者に解除する旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第1項乃至第3項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第1項乃至第3項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第3章 端末設備

第18条（端末設備の提供）

当社は、契約者（プロサポ光ファミリータイプ、プロサポ光マンションタイプおよびプロサポ光電話を選択している場合に限り）から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。契約者は、当社が別途定める「端末設備貸出サービスに係る利用規約」に従い、貸与された端末設備を利用するものとします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第19条（端末設備の移転）

当社は、契約者（プロサポ光ファミリータイプ、プロサポ光マンションタイプおよびプロサポ光電話を選択している場合に限り）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第20条（端末設備の返還）

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備をNTT東日本・NTT西日本が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第4章 サービスの利用中止等

第21条（サービスの利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第24条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

- (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 22 条（サービスの利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を即時に停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 33 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第 43 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 第 4 条（契約の申込）、第 12 条（契約者の氏名等の変更）、第 13 条（契約者の地位の承継）、第 14 条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届出事実が虚偽であった場合。
 - (7) 前各号のほか、約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、前項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 23 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 5 章 通信

第 24 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もし

くは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第6章 料金等

第25条（サービス料金の支払方法）

1. サービス料金については、当社の指定する、口座振替、クレジットカードのいずれかの方法から、契約者の選択によりお支払いいただくものとし、支払に伴う費用は、契約者の負担といたします。なお、当社との間でこれらとは別の方法で支払う旨の取り決めがある場合は、この限りではありません。
2. サービス料金は、前項の定めにより契約者が選択した金融機関口座からの引き落とし又はクレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、契約者の当社に対する支払いが完了したものといたします。当社との間で別に取り決めがある場合は、当該取り決めの内容によるものとします。
3. 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対して契約者の信用確認を行います。
4. 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかに契約者にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード支払いの必要情報を当社に申し出てください。また信用確認の取れなかった該当請求料金は当社指定の方法により支払期日までにお支払いいただきます。
5. クレジットカード支払及び口座振替の場合、初回又は登録が完了するまでの間のサービス料支払等については、当社が発行する請求書にて請求させていただくことがあります。
6. 契約者に本条第1項の支払方法を選択できない事情がある場合又は契約者が支払方法を選択していない場合は、前項の規定を準用するものといたします。ただし、当社との間で別に取り決めがある場合は、当該取り決めの内容によるものとします。
7. 工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときの支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
8. 当社は、契約者の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なく契約者にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
9. 当社は、本条第1項にかかわらず、弁護士若しくは弁護士法人（以下、「弁護士等」といいます。）又は

当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士等又は債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、本条第 2 項にかかわらず、弁護士等又は債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

第 26 条（料金および工事等に関する費用）

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。
4. 当社は、サービス料その他の請求額を、請求額に係る電子データ等を蓄積し契約者の閲覧に供するために当社が設置したプロサポ光公式サイト内のマイページ（以下、「マイページ」といいます。）に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。このとき、当社はマイページに請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者への請求を行ったものといたします。
5. 当社は、契約者に対し、所定の手続きをもってマイページ利用のための ID 及びパスワードを付与いたします。ID 及びパスワードは契約者の責任において適切に管理・保管するものとし、これが第三者に不正に利用され契約者に損害等が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合を除きます。
6. 当社は、マイページが推奨環境において機能するよう合理的な最大限の努力を行います。ただし、マイページにより当社が提供し、又は契約者が取得した情報が完全性、正確性、確実性、有用性、安全性等を有することを保証するものではありません。
7. 契約者が支払方法として口座振替を選択された場合かつ契約者から書面によるお申出があった場合は、契約者に係る請求書、完済証明書及び支払証明書を書面にて発行いたします。なお、クレジットカードを選択された場合は、契約者が契約されているクレジットカード会社の規定によるものとします。
8. 当社は契約者からの申し出がない限り、書面による請求明細は発行しないものとします。請求明細が必要な場合は当社所定の方法により申請するものとし、契約者は明細発行手数料として 220 円（税込）/1 送付を当社に支払うものとします。

第 27 条（利用料金等の支払い義務）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日が属する月までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。
2. 第 22 条（サービスの利用停止）の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金をお支払いいただきます。

※支払いを要しない料金

- ① 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。

- ② 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
- ③ 当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

4. 当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第28条（工事費の支払義務）

1. 契約者は、契約の申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費をお支払いいただきます。

第29条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。

第30条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第31条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを支払拒否、偽造クレジットカードでの支払い及びその他これに類する方法により不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

第32条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの期間について年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。

第33条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する

事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条 1 項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 7 章 保守

第 34 条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限り、）を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 35 条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第 36 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または NTT 東日本・NTT 西日本の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 37 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位 機関名

- (1) 気象機関との契約に係るもの
- 水防機関との契約に係るもの
- 水防機関との契約に係るもの
- 消防機関との契約に係るもの
- 災害救助機関との契約に係るもの

- 警察機関との契約に係るもの
- 防衛機関との契約に係るもの
- 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 選挙管理機関との契約に係るもの
- 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの
- 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
- 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
- (3) 第1順位および第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第38条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。

第39条（免責）

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

第40条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第41条（反社会的勢力排除条項）

1. 次の各号の一つにでも該当または所属する団体または個人（該当または所属しなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）を、「反社会的勢力」といいます。
 - (1) 暴力団
その団体の構成員（その団体の構成員、その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
 - (2) 暴力団員
暴力団の構成員をいいます。
 - (3) 暴力団準構成員
暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。
 - (4) 暴力団関係企業
暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。
 - (5) 総会屋等
総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。
 - (7) 特殊知能暴力集団等
(1)から(6)に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいいます。
2. 契約者は、現在および将来にわたって、自らおよび自らの役職員その他運営に関与する者が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。
3. 契約者が、前項により表明・保証した内容に反する事実が疑われる場合、当社は、契約者に対し、当該事項についての報告を求めることができ、契約者はこれに応じる義務を負うものとします。
4. 契約者が、第2項の表明・保証に違反した場合または前項に定める報告を怠った場合もしくは虚偽の報告を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
5. 前項に基づく解除について、契約者は、当社が契約終了によって被った損害を賠償する責任を負うものとし、他方、名目を問わず、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第41条の2（反社会的行為等排除条項）

1. 契約者（その役職員を含みます。）が、自らまたは第三者を利用して、当社（その役職員を含みます。）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力的行為。
 - (2) 脅迫的行為（要求に応じなければ、マスメディア、行政機関等の第三者へ申告するぞ、インターネット等に公表するぞと予告する行為も含みます。）。
 - (3) 反社会的勢力を代理人もしくは交渉窓口指定する行為。
 - (4) 要求に応じない場合に、担当者に退去を禁止し、または担当者の身柄を拘束する行為。
 - (5) 担当者をはじめとする役職員につきまとい、待ち伏せし、店舗・事務所等の職場、住居その他通常所在する場所（以下「職場等」という。）の付近において見張りをし、職場等に押しかけ、または、面会その他義務のないことを要求する行為。
 - (6) 詐術その他の背信的行為。
 - (7) 名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為。
 - (8) 担当者をはじめとする役職員を侮辱（人格攻撃など）する行為。
 - (9) 業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為。
 - (10) その他の犯罪行為。
 - (11) その他の不法行為（但し、契約解除を認めるべきでない特段の事情がある場合を除きます。）。
2. 契約者（その役職員を含みます。）が、自らまたは第三者を利用して、当社（その役職員を含みます。）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を威圧的にもしくは執拗に行った場合、または、次の各号に該当する行為により、畏怖、困惑、業務支障を発生させた場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 合理的な理由なく、要求内容を変更・追加する行為。
 - (2) 合理的理由のない、時間外対応や訪問その他の過度な対応の要求。
 - (3) その他、具体的事情から考えて明らかに不当な要求。
3. 契約者（その役職員を含みます。）が、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 組織的な犯罪行為に関与した場合。
 - (2) 反社会的勢力の威力を利用して、権利を主張し、または義務を免れようとした場合。
 - (3) その者が反社会的勢力であることを知りながら、当該反社会的勢力に対してみかじめ料その他の財産上の利益を供与し、または、取引を継続するなどして、故意に当該反社会的勢力の維持または運営に協力しまたは関与したと認められる場合。
 - (4) 反社会的勢力から不当要求を受けた場合に、警察、暴追センター、弁護士等に相談することにより当該要求を拒絶することが容易にできたにもかかわらず、これをせずに当該要求に応じて、当該反社会的勢力の維持または運営に協力しまたは関与したと認められるとき。
4. 第1項、第2項または前項に基づき契約を解除された場合、契約者は、名目を問わず、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。また、支払い済みの料金は一切返金しないものとします。
5. 契約者の当社に対する行為（第1項または第2項に該当する行為が典型例ですが、これらに限られません。）により当社が損害を被った場合、契約の解除の有無にかかわらず、当社は、契約者に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第 42 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 43 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用をお支払いいただきます。

第 44 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 45 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 46 条（閲覧）

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 47 条（オプションサービス）

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、オプションサービスを提供します。ただし、オプションサービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業

務の遂行上支障があるときは、そのオプションサービスを提供できないことがあります。

第 48 条（本サービスに付随するサービス）

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス（以下、「付随サービス」といいます。）を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

第 49 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の利用約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第 50 条（個人情報の保護）

当社は、申込者および契約者の個人情報の収集、利用、提供および公表等に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JISQ15001）の順守徹底を図り、当社の「プライバシーポリシー」(<https://global-cast.co.jp/privacy-policy/>)に従い適切に実施します。

第 51 条（サービスの変更または廃止）

1. 当社は、当社または NTT 東日本・NTT 西日本の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 52 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は令和 6 年 5 月 1 日より効力を有するものとします。

別紙 料金表【通則】

第1条（料金の計算方法等）

1. 本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。（以下同じとします。））に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

第3条（料金等の支払い）

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関その他の方法を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第4条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめてお支払いいただくことがあります。

第5条（消費税相当額の加算）

この約款の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※1 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

※2 この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

第6条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

別紙 料金表

1. プロサポ光

○契約事務手数料等

区分	プラン	料金
新規契約事務料	全プラン共通	5,000 円
転用事務手数料		
事業者変更事務手数料		
開通案内再発行手数料		1,000 円

○光アクセスサービス 月額基本料

NTT 西日本エリア・NTT 東日本エリア 共通					
プラン	建物種別	配線方式	通信速度	料金	
				通常 (期間無)	3年割
プロサポ光 ファミリータイプ	戸建	光配線	1Gbps 200Mbps 100Mbps	5,000 円	4,000 円
プロサポ光 ファミリー IPv4 タイプ				5,800 円	4,800 円
プロサポ光 ファミリー IPv4・固定 IP タイプ				6,800 円	5,800 円
プロサポ光 ファミリー IPv6 タイプ				5,800 円	4,800 円
プロサポ光 ファミリー クロスタイプ			10Gbps	6,000 円	5,000 円
プロサポ光 ファミリー IPv6 クロスタイプ				7,800 円	6,800 円
プロサポ光 マンションタイプ	集合	光配線 VDSL LAN	1Gbps 200Mbps 100Mbps	4,000 円	3,000 円
プロサポ光 マンション IPv4 タイプ				4,800 円	3,800 円
プロサポ光 マンション IPv4・固定 IP タイプ				5,800 円	4,800 円
プロサポ光 マンション IPv6 タイプ				4,800 円	3,800 円
プロサポ光 マンション クロスタイプ		光配線	10Gbps	6,000 円	5,000 円
プロサポ光 マンション IPv6 クロスタイプ				7,800 円	6,800 円

※通信速度はベストエフォートであり、実効速度として保証するものではありません。

※「プロサポ光 ファミリータイプ」、「プロサポ光 ファミリー クロスタイプ」、「プロサポ光 マンションタイプ」、「プロサポ光 マンション クロスタイプ」のプランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

○プロサポ光に関わる工事費

品目	工事派遣	建物種別	配線方式	料金
開通工事費	派遣有	戸建	光配線	20,000 円
		集合	光配線 VDSL LAN	20,000 円
	派遣無	戸建	—	3,000 円
		集合	—	3,000 円
品目	工事派遣	建物種別	配線方式	料金
移転工事費	派遣有	戸建	光配線	20,000 円
		集合	光配線 VDSL LAN	20,000 円
	派遣無	戸建	—	3,000 円
		集合	—	3,000 円

品目	区分	料金
サービスタイプ間 変更工事費	「マンションタイプ」から「ファミリータイプ」への変更	20,000 円
	「ファミリータイプ」から「マンションタイプ」への変更	20,000 円
	「VDSL 方式」または「LAN 方式」と「光配線方式」間での変更	20,000 円
	「100Mbps」または「200Mbps」と「1Gbps」間での変更（派遣）	20,000 円
	「100Mbps」または「200Mbps」と「1Gbps」間での変更（無派遣）	3,000 円
	「ファミリー クロスタ입」 とそれ以外の「ファミリータイプ」間での変更	10,600 円
	プロサポ光（クロス以外） からプロサポ光電話ネクストとの相互間のプラン変更	3,000 円
品目	区分	料金
一時中断工事費	基本工事、交換機等工事の一時中断	3,000 円
配線ルート構築工事費	配線ルート構築工事費（開通工事と「同日」に工事を実施）	14,000 円
	配線ルート構築工事費（開通工事と「別日」に工事を実施）	27,000 円

※新規開通工事費、移転工事費、サービスタイプ間変更工事費につきまして、土日祝日に工事を実施する場合、「土日祝日工事費：4,000 円（税抜）」を加算して請求いたします。また、夜間時間帯（17：00～22：00）および年末年始（12 月 28 日～1 月 5 日は 8：00～22：00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円（税抜）を控除して 1.3 倍した額に 1,250 円（税抜）を加算した金額を、深夜時間帯（22：00～翌日 8：30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円（税抜き）を控除して 1.6 倍した額に 1,250 円（税抜き）を加算した金額を請求いたします。

※工事内容によって、別途料金が発生する場合がございます。当社（0120-409-579）までお問い合わせください。

2. プロサポ光電話

○契約事務手数料等

区分	プラン	料金
新規契約事務手数料	ネクスト ネクストプラス	5,000 円
転用事務手数料		
事業者変更事務手数料		
開通案内再発行手数料		1,000 円

○電話サービス 月額基本料

プラン	チャンネル	備考	月額基本料
プロサポ光電話 ネクスト	1 チャンネル 1 番号	電話利用専用サービス	2,500 円
プロサポ光電話 ネクストプラス	1 チャンネル 1 番号	電話利用専用サービス	3,500 円
プロサポ光電話（基本プラン）	1 チャンネル 1 番号	光アクセスサービス付帯プラン	500 円
プロサポ光電話 プラス	1 チャンネル 1 番号	光アクセスサービス付帯プラン	1,500 円
プロサポ光電話 オフィス	3 チャンネル 1 番号	光アクセスサービス付帯プラン	1,300 円
プロサポ光電話 オフィスプラス	1 チャンネル 1 番号	光アクセスサービス付帯プラン	1,100 円

《通話料・通信料》

区分		通話料・通信料
国内 通話・通信	加入電話、INS ネット、ひかり電話、他社固定電話、特番等への通話	8 円/3 分
	携帯電話への通話	16 円/60 秒
	050IP 電話への通話	<接続先事業者名> ソフトバンク株式会社 10.5 円/3 分

		楽天モバイル株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社 STNet 株式会社 Qnet 株式会社 オブテージ 株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI 株式会社 ZIP Telecom 株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 Colt テクノロジーサービス株式会社 株式会社 アイ・ピー・エス 株式会社 コムスクエア 株式会社 ハイスタンダード	
PHS への通話	区域内		10 円/60 秒
	～160km		10 円/45 秒
	160km 超		10 円/35 秒
	上記の通信料金のほかに通信 1 回ごと		10 円/1 通信
電話サービスデータ接続対応機器から 電話サービスデータ接続対応機器への データ通信	利用帯域：64Kbps まで		1 円/30 秒
	利用帯域：64Kbps 超～512Kbps まで		1.5 円/30 秒
	利用帯域：512Kbps 超～1Mbps まで		2 円/30 秒
	利用帯域：1Mbps 超～2.6Mbps まで		15 円/3 分
テレビ電話対応機器からテレビ電話対 応機器へのテレビ電話通信	利用帯域：2.6Mbps 超		100 円/3 分
	利用帯域：2.6Mbps まで		15 円/3 分
その他上記以外の通信	利用帯域：2.6Mbps 超		100 円/3 分
国際電話 ※海外通話における通話料金につきましては、当社（0120-409-579）までお問い合わせください。			

○オプションサービス 月額利用料

プラン	月額利用料
発信者番号表示	400 円
発信者番号リクエスト	200 円
通話中着信	300 円
転送電話	500 円
迷惑電話ブロック	200 円
着信お知らせメール	100 円
FAX お知らせメール	100 円
追加番号	100 円
複数チャンネル	200 円

オフィスグループ通話定額		400円
オフィス発信者番号表示		1,200円
オフィス発信者番号リクエスト		600円
オフィス複数チャンネル		400円
オフィスプラス複数チャンネル		1,000円
オフィスプラス一括転送機能		3,000円
オフィスプラス故障・回復通知機能		3,000円
オフィスプラスグループダイヤリンク*		3,500円
オフィスプラス事業所番号		2,000円
テレビ電話		無料
高音質電話		無料
着信払サービス基本機能		1,000円
着信払サービス オプション機能	複数回線管理機能	1,000円
	発信地域振分機能	350円
	話中時迂回機能	800円
	着信振分接続機能	700円
	時間外案内機能	650円
	カスタマコントロール機能	無料
特定番号通知機能		100円
プロサポ光電話#ダイヤル 全国利用型		15,000円
プロサポ光電話#ダイヤル ブロック内利用型		10,000円
電話帳重複掲載費		500円

○プロサポ光電話に関わる工事費

品目	区分	料金	
基本工事費	工事担当者を派遣する場合 ※プロサポ光アクセスサービスと同時に工事する場合は無料。	7,500円	
	工事担当者を派遣しない場合 ※プロサポ光アクセスサービスと同時に工事する場合は無料。	2,000円	
交換機工事費	基本機能	1,000円	
	発信者番号通知の変更を行う場合	700円	
	プロサポ光電話セット・プロサポ光電話ネクストセット	1,000円	
	オプションサービス	発信者番号表示	1,000円
		発信者番号リクエスト	1,000円
		通話中着信	1,000円
		転送電話	1,000円
		迷惑電話ブロック	1,000円
		着信お知らせメール	1,000円
		FAX お知らせメール	1,000円
		追加番号	700円
複数チャンネル		1,000円	
オフィス発信者番号表示	1,000円		

		オフィス発信者番号リクエスト	1,000 円	
		オフィス複数チャンネル	1,000 円	
		オフィスプラス複数チャンネル	1,000 円	
		オフィスプラス一括転送機能	1,000 円	
		オフィスプラス故障・回復通知機能	1,000 円	
		オフィスプラスグループダイヤリング*	1,000 円	
		テレビ電話	無料	
		高音質電話	無料	
		同番移行	2,000 円	
		着信払サービス基本機能	1,000 円	
		発信地域振分機能	1,000 円	
		話中時迂回機能	1,000 円	
		着信振分接続機能	1,000 円	
		時間外案内機能	1,000 円	
		カスタマコントロール機能	1,000 円	
		特定番号通知機能	1,000 円	
		プロサボ光電話#ダイヤル	1,000 円	
機器工事費	光電話対応型ホームゲートウェイ（一体型）設置		1,500 円	
	光電話対応型ホームゲートウェイ（一体型）設定		1,000 円	
	光電話対応型ホームゲートウェイ（単体型）設置		1,500 円	
	光電話対応型ホームゲートウェイ（単体型）設定		1,000 円	
	※対象プランは、プロサボ光電話（基本プラン・プラス・ネクスト・ネクストプラス）となります。 ※設定費は、設置時にお客さまのご要望により光電話対応ルーターの設定を行った際に発生します。 ※光回線と同時工事がかつONU/VDSL 一体型の光電話対応ルーターを設置する場合、設置費は発生しません。			
	オフィス対応アダプター（4チャンネル対応 アナログ/ISDN）		8,000 円	
	オフィス対応アダプター（8チャンネル対応 アナログ/ISDN）		9,500 円	
	オフィスプラス対応アダプター（4チャンネル対応 アナログ/ISDN）		8,000 円	
	オフィスプラス対応アダプター（8チャンネル対応 アナログ/ISDN）		9,500 円	
	オフィスプラス対応アダプター（最大23チャンネル対応 ISDN）		16,000 円	
	オフィスプラス複数機器対応アダプター（最大32チャンネル対応）		13,000 円	
オフィスプラス複数機器対応アダプター（最大300チャンネル対応）		16,000 円		
設定変更工事		4,800 円		
一時中断工事費	基本工事、交換機等工事の一時中断		3,000 円	
その他工事費	契約者番号変更（改番）		2,500 円	
新規開通工事費 移転開通工事費 ※ネクスト、ネクストプラス	派遣有	戸建	光配線	21,000 円
		集合	光配線	21,000 円
			VDSL	21,000 円
			LAN	11,600 円
	派遣無	戸建	—	4,000 円
		集合	—	4,000 円

3. 端末設備 月額利用料

○レンタル ルーター／ホームゲートウェイ

端末設備	月額利用料
ルーター／ホームゲートウェイ	300 円
ルーター／ホームゲートウェイ（無線 LAN 機能付）	300 円
無線 LAN カード	300 円
クロス対応ルーター	500 円

○レンタル プロサポ光電話（オフィス・オフィスプラス）対応アダプター

端末設備	月額利用料
オフィス対応アダプター（4 チャンネル対応 アナログ/ISDN）	1,000 円
オフィス対応アダプター（8 チャンネル対応 アナログ/ISDN）	1,500 円
オフィスプラス対応アダプター（4 チャンネル対応 アナログ/ISDN）	1,000 円
オフィスプラス対応アダプター（8 チャンネル対応 アナログ/ISDN）	1,500 円
オフィスプラス対応アダプター（最大 23 チャンネル対応 ISDN）	5,400 円
オフィスプラス複数機器対応アダプター（最大 32 チャンネル対応）	1,000 円
オフィスプラス複数機器対応アダプター（最大 300 チャンネル対応）	5,400 円

○レンタル端末の損害賠償額

端末設備	請求金額（最大）
回線終端装置（ONU）	14,000 円
VDSL 宅内装置	3,000 円
ルーター／ホームゲートウェイ	12,000 円
ルーター／ホームゲートウェイ（無線 LAN 機能付）	12,000 円
クロス対応ルーター	5,000 円
オフィスタイプ対応アダプター（VG・OG）4xx/8xx	58,000 円
オフィスタイプ対応アダプター（VG・OG）23xx シリーズ	360,000 円

※上記記載の請求金額は最大額となり、解約時の利用期間によって損害賠償額は変動します。
損害賠償額の請求については、NTT 東日本エリアのお客様には当社より請求し、NTT 西日本エリアのお客様には NTT 西日本より請求します。

4. 出張修理オプション 月額利用料

品目	プラン	月額利用料
24 時間出張修理オプション	プロサポ光 戸建向け	3,000 円
	プロサポ光 集合住宅向け	2,000 円
	プロサポ光電話ネクスト	3,000 円
7-22 時出張修理オプション	戸建向け・集合住宅向け共通	2,000 円

別紙 2

1. IP 通信網サービスの提供区域

IP 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が定める区域とします。

区分	都道府県の区域
IP 通信網サービスが東日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
IP 通信網サービスが西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

別紙3

違約金（法人契約の場合）

○プロサポ光

区分	3年間自動更新			3年間自動更新			3年毎
プロサポ光 利用年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降
違約金（不課税）	20,000円			20,000円			20,000円

○プロサポ光電話ネクスト・ネクストプラス

区分	3年間自動更新			3年間自動更新			3年毎
プロサポ光電話 利用年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降
違約金（不課税）	20,000円			20,000円			20,000円